

姫路版スマートシティ事業における戦略策定支援業務委託に
係る公募型プロポーザル募集要項

令和7年5月

姫 路 市

1 募集の概要

本市の地域幸福度（Well-Being）指標は、客観指標よりも主観指標の方が低い傾向にあり、市民幸福度向上に資する施策の実施が課題となっている。

この状況を踏まえ、姫路版スマートシティ事業全体について、マーケティングを活用し、より市民の実感に資する戦略・事業立案や市民の共感を得るためのブランド展開を行うことで、より確度の高い事業展開を目指す。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和2年4月1日以降に完了又は公告日時点において3か月以上継続して履行中の※経営戦略策定業務の履行実績を元請として有すること。

※経営戦略…企業等が経営目的を達成するための全社的な戦略をいい、国や地方公共団体においては、全庁的なテーマ又は特定の政策分野に関して、行政目的を達成するために立案された戦略（戦略、計画、方針等、名称のいかんを問わない。）をいう。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室

戦略・企画担当（以下「デジタル戦略室」という。）

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地（本庁舎2階）

電話 (079) 221-2393

FAX (079) 221-2161

電子メール seisaku-digital(a)city.himeji.lg.jp

※ 送信の際は、(a)を@に読み替えること。

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年） 5月30日から 令和7年（2025年） 7月31日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び調達仕様書の公表	令和7年 5月30日（金）
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年 6月13日（金） 午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和7年 6月17日（火）

4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年 6月23日(月) 午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年 6月27日(金) 午前10時
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年 7月 8日(火) 午後4時
7	提案内容のヒアリング	令和7年 7月17日(木) (予定)
8	契約候補者の通知	令和7年 7月23日(水) (予定)
9	契約締結及び審査結果の公表	令和7年 7月31日(木) (予定)

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1-1)

(イ) 履歴事項全部証明書(令和7年3月1日以降に発行された最新のもの)※写しでも可

(ウ) 業務実績調書(様式1-2)

※履行実績を証するものとして、契約書及び仕様書の写しその他契約内容を確認できる書類を添付すること。

(エ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたもの。市税の納税義務がある場合に限る。)※写しでも可

(オ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3)(公告日以後に発行されたもの)※写しでも可

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年(2025年) 5月30日から 令和7年(2025年) 6月13日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	デジタル戦略室 ※ 参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 ※ 様式等ダウンロードは、次のページから行うこと。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030570.html

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによることとし、デジタル戦略室へ郵送した旨を連絡すること。

持参する場合は、あらかじめデジタル戦略室へ連絡すること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年6月11日（水）午前9時から同月13日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、その結果は令和7年6月17日（火）までに参加者資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。（参加表明書には必ず電子メールアドレスを記入すること。）なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年6月23日（月）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

seisaku-digital(a)city.himeji.lg.jp

※ 送信の際は、(a)を@に読み替えること。

エ 提出期限

令和7年6月23日（月）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年6月27日（金）午前10時から

イ 回答方法

質問への回答については、質問者を特定できない形で参加者全員に電子メールで通知する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する調達仕様書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が第10項に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路版スマートシティ事業における戦略策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル提案資料提出書類一覧」に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4の副本は、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによることとし、デジタル戦略室へ郵送した旨を連絡すること。持参する場合は、あらかじめデジタル戦略室へ連絡すること。

(4) 提出場所

デジタル戦略室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年7月4日（金）午前9時から同月8日（火）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

- イ 提案者につき提案資料の提出は、1 件とする。
- ウ 提案資料の作成に当たっては、調達仕様書の内容を確認し、調達仕様書に基づき、提案資料作成要領に従い、作成すること。
- エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

- (1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) ヒアリングは、提案資料の質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

ヒアリングの時間は、20～30分とする。

なお、ヒアリング時には提案事業者名を名乗らないこと。また、名札等の提案事業者名のわかるものを着用して実施しないこと。
- (3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

- (1) 審査及び契約候補者の特定方法
 - ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号にもとづき評価し、提案者ごとに総合評価点を算出する方法による。
 - イ 提案書に関する評価は、姫路版スマートシティ事業における戦略策定支援業務委託事業者選定委員会において実施する。
 - ウ 姫路版スマートシティ事業における戦略策定支援業務委託事業者選定委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
 - エ 提案書に関する評価点（選定委員6名の合計）について、次号「評価項目及び評価基準」のア「提案書に関する評価」の評価点合計が6割（612点）未満である場合は失格とする。
 - オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案書に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案書に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。
- (2) 評価項目及び評価基準
 - ア 提案書に関する評価
 - 別紙「評価項目及び評価基準（提案等に関する評価）」のとおりとする。

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式5「提案見積書」に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は100点とし、以下の算定式により算出する。

$(1 - \text{事業費（受託希望金額）} \div \text{提案上限金額}) \times 100 \text{点}$

※ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案書に関する評価点（選定委員6名の合計）と事業費に関する評価点の合計（1,120点満点）により算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も調達仕様書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年7月23日（水）までに行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和7年7月28日（月）午後4時までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年7月31日（木）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.2 プロポーザルの中止

(1) 本市は、参加予定者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、プロポーザルの実施を延期し、又はプロポーザルの実施を取り止めることがある。

(2) 本市は、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、

プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。

- (3) 前2号の場合における損害は、参加表明者の負担とする。

1.3 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
- なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.4 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第273号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 調達仕様書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1.5 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.6 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.7 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続に

おける不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。

- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合、及びその他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「審査結果公表例」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。